

社会保険 いはらき

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町 3-4-12 常陽海上ビル 8F
TEL.029-226-8005

3

人事異動の季節です。

2013 March
NO.416

- 国民年金保険料のお知らせ
- 退職後の健康保険加入のご案内
- 3月末に健診のお知らせをお送りします



「偕楽園の春」(撮影・水戸市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

人事異動の季節です

届出は正しく
速やかに!

資格取得届

●被保険者になる人

適用事業所で常用的使用関係にある方は、国籍や本人の意思などに関係なく被保険者となります(七十歳以上の方は健康保険のみの被保険者となり、七十五歳からは適用事業所に使用されていても、後期高齢者医療の被保険者となりますので、資格を喪失します)。

●資格取得日
適用事業所に使用されるようになった場合は、被保険者資格を取得します。試用期間や見習期間を定めている場合であっても、**使用されるようになった日**が資格取得年月日となります。

●提出期限
五日以内

●パートタイマーの取扱い

パートタイマーなどの短時間労働者については、一日の労働時間と二ヶ月の勤務日数が一般社員のおおむね四分の三以上であれば被保険者となります。

●基礎年金番号

過去に公的年金に加入していた方については、基礎年金番号通知書または基礎年金番号記載の年金手帳の提出を求め、基礎年金番号を確認したうえで届書に記入してください。

年金手帳の紛失等により基礎年金番号が確認できない場合

は、ご本人確認のうえ資格取得届と併せて職歴等を記載した「年金手帳再交付申請書」を提出してください。

●報酬月額

支払見込み額を記入します。見込み額は、基本給に通勤手当、家族手当などの固定給に支給される諸手当や残業手当等の非固定給の手当を加えて算出します。

残業手当等は、同じ業務に従事している方を参考に見込み額を算出してください。

●扶養家族のある方

被保険者によって生計を維持されている方については、被扶養者になることができます。その場合は、資格取得届に被扶養者(異動)届を添付して提出します。なお、被扶養配偶者がいる場合は、国民年金第三号被保険者届(被扶養者(異動)届と一体)を併せて提出してください。被扶養者になれる方の範囲は、三親等以内の親族で【図1】のとおりです。

●生計維持の基準

被扶養者の認定条件のひとつである「主として被保険者の収入によって生活している」状態とは、【図2】の基準によります。

資格喪失届

●資格喪失日

転勤等の場合は、異動した

日、退職の場合は、退職日の翌日が資格喪失日になります。

●提出期限
五日以内

●健康保険証の返納

資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の健康保険証を添付してください(高齢受給者証や特定疾病療養受療証の交付を受けている場合には併せて添付してください)。

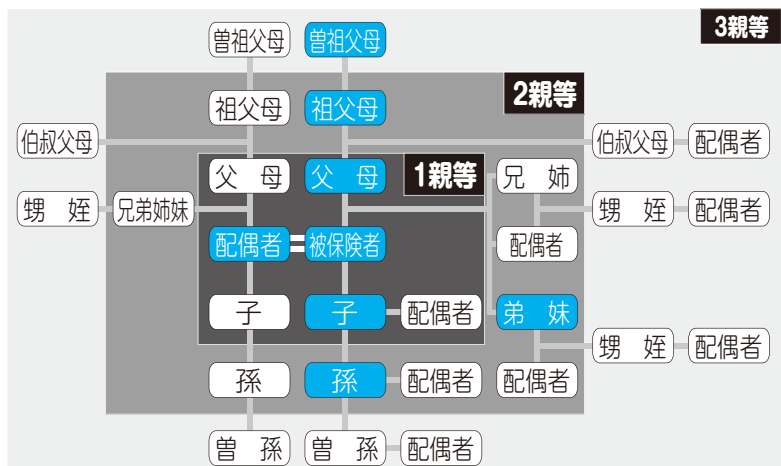
紛失等により返納できない場合は、回収不能届減失届とともに提出をお願いします。

退職後の継続再雇用

雇用契約上いったん退職し、引き続き嘱託等として再雇用された場合は、事実上の使用関係が継続しているため被保険者資格も継続します。ただし、平成二十五年四月より六十歳以上の者で退職後二日の間もなく再雇用された場合は、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定することができます。

この場合は、「資格取得届」及び「資格喪失届」を同時に提出していただき、新たな雇用契約を結んだことが明らかにできる書類(退職したことが分かる書類、再雇用時の雇用契約書又は事業主の証明等)を添付していただく必要があります。

図1 被扶養者になることができる続柄



青い枠の人は生計維持の関係が条件です 白い枠の人は生計維持の関係と同一世帯が条件です

図2

130万円 対象者の年収状況 認定			
同居の場合	対象者の年収	130万円未満	○
	被保険者の年収	1/2未満	○
	対象者の年収	130万円以上	×
	被保険者の年収	1/2未満	×
別居の場合	対象者の年収	130万円未満	○
	被保険者の仕送額	仕送額未満	○
	対象者の年収	130万円未満	×
	被保険者の仕送額	仕送額以上	×
	対象者の年収	130万円以上	×
	被保険者の仕送額	仕送額未満	×

認定を受ける時点の収入を年間に換算します。年金や失業等給付も対象となります。

◆詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください◆

国民年金保険料のお知らせ

平成24年度分の国民年金保険料の納付はお済みですか？

保険料を納め忘れて未納のままにしていると…

- ・ 将来受ける年金額が減額になったり、年金が受けられない場合があります。
- ・ 万一の事故などで障害者になったときの障害年金が受けられない場合があります。
- ・ 一家の支え手が亡くなったときの遺族年金が受けられない場合があります。

納め忘れている方は、4月中に納めましょう。

平成25年4月分保険料から15,040円になります

国民年金保険料は、安心・便利な口座振替で！

保険料を当月末の口座振替にすると、早割制度で毎月50円お得になります。

口座振替のお申し込み方法

- 口座振替は、金融機関の窓口、または年金事務所で受け付けております。
- 口座振替のお申し込みには基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書で、あらかじめ基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出の押印が必要です。
- 申込用紙は、一部金融機関・年金事務所の窓口に備え付けてあります。日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)からプリントアウトして郵送でお申し込みいただくこともできます。

学生で保険料の納付が困難な方は「学生納付特例制度」をご利用ください

～学生の子ども(20歳以上)を扶養されている方にお勧めください～

学生納付
特例制度とは

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合には申請することにより保険料の納付が猶予されます。(学生証など、学生であることの証明が必要です)

ポイント1

承認を受けた期間中に、万一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受け取ることができます。

ポイント2

承認を受けた期間は、年金を受けとるための資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば後で古い期間から順に納付していただけるようになっています(これを「追納」といいます)。

追納をする場合の保険料額は、学生納付特例を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

退職後の健康保険加入のご案内

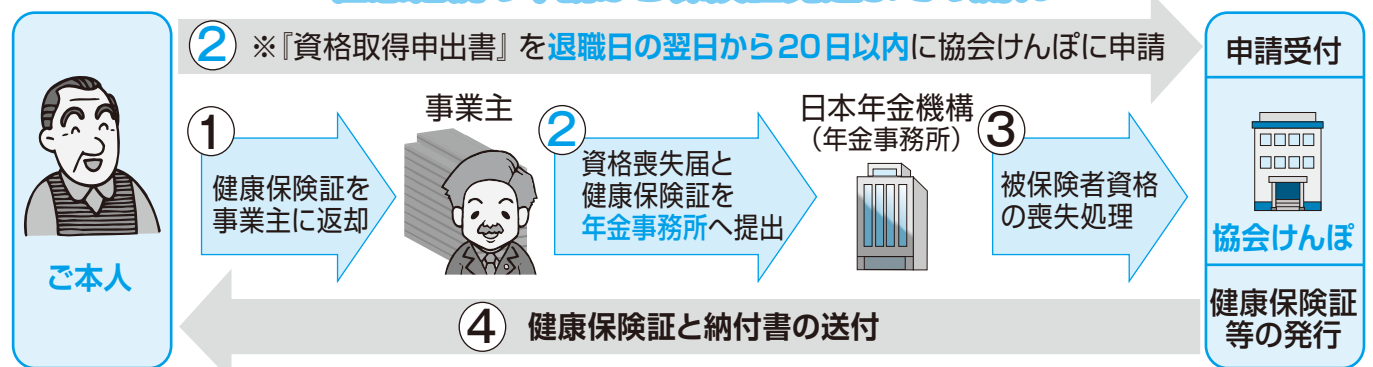
退職後の健康保険には、「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険（被扶養者）」の3つの加入先があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、早めの手続きをお願いします。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村	ご家族の勤務先
加入条件	- 退職日までに被保険者期間が継続して2カ月以上あること。 - 退職日の翌日から20日以内に申請（郵送の場合は20日以内必着）	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります。 ※保険料には上限があります ※ 原則2年間変わりません 詳細は、HPをご覧くださいか当協会にお問い合わせ下さい。	- 保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。 - 離職理由により保険料の減免制度があります。	被扶養者の保険料負担はありません。

協会けんぽの任意継続に加入された場合

被保険者期間	■最長で2年間です。 <u>途中で「国民健康保険に加入する」または「健康保険の被扶養者になる」という理由で任意継続をやめることはできません。</u> ただし、被保険者が次のいずれかの事由に該当するときは資格を喪失します。 - 被保険者が就職して他の健康保険の被保険者資格を取得したとき - 保険料を納付期限までに納付しなかったとき - 被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき - 被保険者が亡くなったとき
保険給付	■医療機関等での窓口負担は、在職中と同様の負担割合です。 ■在職中と同様の給付金（傷病手当金および出産手当金を除く）を、原則受けることができます。 ※資格喪失後に傷病手当金及び出産手当金の継続給付を受けるには、在職中からの継続給付要件を満たす必要があります。（任意継続に加入しているかどうかは、要件とされていません）
健康診断の補助	■健康診断の補助は、ご本人、ご家族とも在職中と同様です。

任意継続の申請から保険証発送までの流れ



※扶養ご家族様がいらっしゃる場合には、資格取得申出書に併せて**添付書類が必要**になります。
また資格取得申出書はHPからダウンロードできます。もしくは協会けんぽから郵送も致します。

3月末に健診のお知らせをお送りします

協会けんぽの健診費用補助事業のお知らせを3月下旬にお送りします。従業員の皆さまに広くお知らせいただき、ぜひ積極的にご利用ください。

35～74歳の従業員様向け 【生活習慣病予防健診】

病気の早期発見、予防のため年1回は必ず健診を受診してください。せっかく健診を受けるなら、詳しい検査項目で安心の生活習慣病予防健診がオススメです!!

メリット

- 「がん検診」の内容も含まれるので、病気の早期発見などに有効です!
- 事業所様に義務付けられている「労働安全衛生法の定期健康診断」の項目が全て含まれています!
- 約18,000円の健診が協会けんぽの補助により6,843円の自己負担で受けられる上、保健指導も無料で受けられるので、従業員様の健康管理に有効です!

※この健診費用補助は、皆さまから毎月いただく健康保険料からまかなっています。この健診を受診することで、納めた健康保険料をご自身のために還元することができます。

40～74歳のご家族様向け 【特定健康診査】

ご家族様が特定健診を受診されるには、「特定健康診査受診券」が必要となります。
受診券は、4月に被保険者ご本人様のご自宅へ直送致しますので、ぜひ受診してください。
お住まいの各市町村で、特定健診とがん検診のどちらも受診できます!

「特定健康診査受診券」 平成25年度より送付方法が変わります

40歳以上の被扶養者（被保険者に扶養されているご家族）の方は、協会けんぽが発行する「特定健康診査受診券」（以下、受診券）をご利用いただくことで、健診の費用が補助されます。

受診券はこれまで、事業主様宛てに送付し配布をお願いしてきましたが、**平成25年度分の受診券は、被保険者様のご住所へ直接お送りすることとなります。**

（送付時期は平成25年4月初旬の予定）

事業主様、ご担当者様へのお願い

受診券をお送りする被保険者様の住所は、年金事務所へ届け出ている住所になります。このため、被保険者様が転勤・転居等で住所変更があった場合に、年金事務所へ「被保険者住所変更届」を提出されていないと、受診券がお手元に届きません。

- 今一度、年金事務所へ届け出ている被保険者様の住所確認をお願いします。
- 住所変更があった場合には、「被保険者住所変更届」の提出をお願いします。

提出方法等については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。
お手順をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。



お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html>

☎029-303-1500（代表）

資格喪失届には、必ず健康保険証の添付を!



●健康保険証は退職日までしか使用できません!

会社を退職された場合、健康保険証が使用できるのは退職日までです。退職日の翌日からは使用できませんので、従業員様が退職される際には、必ず健康保険証を回収いただきますようお願い致します。

(例) 3月20日 退職 ⇒翌日3月21日以降は使用不可

(例) 4月1日 扶養解除 ⇒4月1日以降は使用不可

●健康保険証返却のルールをもう一度ご確認ください!

事業主様が資格喪失届を日本年金機構(年金事務所)に提出する際、

退職者から回収した健康保険証を添付(同時提出)することが義務付けられています。

(健康保険法施行規則 第五十一条)



事業主様におかれましては、健康保険証の適正な使用のため、健康保険証即時回収及び資格喪失届への添付にご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html>

☎029-303-1500 (代表)

会員募集

茨城県年金受給者協会連合会からのお知らせ

私たちは、各種年金(厚生、国民、共済)受給者及び年金受給予定者による約2万人の会員で構成し、運営しております。会員相互の親睦と福祉の向上を図るため、受給者協会では「年金に関する情報提供、スポーツ大会、広報紙発行、旅行、健康福祉講座」などを実施しております。

その他、各種会員割引サービスの充実を図り、皆さまの加入をお待ちしております。

☆ご入会等のお問い合わせやお申し込みは、下記の地区協会にご連絡ください。

水戸地区年金受給者協会 〒310-0021 水戸市南町3-4-57 ☎029-224-2116	水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、常陸太田市、那珂市、笠間市、鉾田市、鹿嶋市、神栖市、潮来市、行方市、小美玉市、大子町、茨城町、大洗町、城里町、東海村
県北地区年金受給者協会 〒317-0073 日立市幸町2-9-1 ☎0294-24-3305	日立市、高萩市、北茨城市及びその近隣市町村
県南地区年金受給者協会 〒300-0842 土浦市西根南1-10-23 ☎029-843-1689	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、守谷市、かすみがうら市、稲敷市、小美玉市(旧玉里村)、阿見町、河内町、利根町、美浦村
県西地区年金受給者協会 〒308-4503 筑西市宮後2158-9 ☎0296-52-6033	筑西市、古河市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、八千代町、境町、五霞町

(社)全国年金受給者
団体連合会

茨城県年金受給者協会連合会

〒310-0021 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル3階 ☎029-300-4165